

「二戸地域成年後見人養成講座」受講者募集要項

【目 的】 認知症などの理由で判断能力が十分ではない方の権利を守り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域で活動できる成年後見人を養成し、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

【受講要件】

1. 二戸地域に居住する年齢 25 歳以上の者
2. 社会貢献に対する意欲と熱意があること
3. 福祉への理解と熱意があること
4. 心身ともに健康であること
5. 原則として養成講座の全ての課程を受講できる見込みがあること
6. 成年後見人として活動する意思があること
7. 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 民法 847 条に規定する後見人の欠格事由に該当する者
 - ・家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - ・破産者
 - ・行方の知れない者
 - イ 民法第 20 条に規定する制限行為能力者
 - ・成年被後見人
 - ・被保佐人
 - ・民法 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人
 - ウ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項規定により被成年後見人とみなされる者及び同条第 2 項の規定により被保佐人とみなされる者

【定 員】 25 名

【受 講 料】 無料

【申込方法】 別紙二戸地域成年後見人養成講座受講申込書に必要事項を記入の上、申込期間内に事務局まで郵送又は持参することとする。

1. 提出書類 二戸地域成年後見人養成講座受講申込書
2. 申込期間 令和元年 10 月 21 日（月）～11 月 15 日（金）
3. 事務局（申込先及び問合わせ先）
〒028-6103
岩手県二戸市石切所字川原 4 6 番地 1
特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センター
TEL. 0195-43-3042 FAX. 0195-43-3043

【そ の 他】 昼食は各自用意することとする。

【養成講座カリキュラム】

- ◎開催日 令和元年12月19日(木)～令和2年2月20日(木)全8日間
- ◎場 所 軽米町役場 3階 会議室
九戸郡軽米町大字軽米 10-85
- ◎内 容 下表のとおり

(基礎講座課程) 28 時間

講 座 日 程		時 間	講 義 内 容
1日目	12月19日(木)	9:00～15:30	開講式、福祉・権利擁護、年金・健康保険・税務
2日目	12月26日(木)	9:00～16:00	成年後見制度概論・市民後見概論
3日目	1月 9日(木)	9:00～16:00	民法・刑法・その他の法律、日常生活自立支援事業、利用支援事業、生活保護
4日目	1月16日(木)	9:00～16:00	高齢者・障害者、消費者被害
5日目	1月23日(木)	9:00～16:00	市町村の責務、活動報告、法人後見、認知症

(実務講座課程) 17 時間

講 座 日 程		時 間	講 義 内 容
1日目	2月 6日(木)	9:00～16:00	就任時の実務
2日目	2月13日(木)	9:00～16:00	事例検討、市民セミナー
3日目	2月20日(木)	9:00～15:00	裁判所の役割、グループワーク、閉講式

二戸地域成年後見人養成講座受講申込書

記入日 令和 元年 月 日

ふりがな		電話番号
氏名		自宅 携帯
現住所	〒	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 年齢 歳	
勤務先／職種	/	
職歴	
資格・免許	
地域活動等の活動歴	
受講動機を選択して下さい。(複数回答可) <input type="checkbox"/> 成年後見人となり、社会貢献がしたい <input type="checkbox"/> 自分や自分の家族・親族の今後のために知識を得たい <input type="checkbox"/> 家族の事情、仕事や活動の中で、成年後見制度に関する知識を現在必要としている <input type="checkbox"/> その他 ()		
備考欄	※事務局使用欄	受付番号

※ご記入いただきました氏名・住所その他の個人情報については、養成講座の運営のために使用し、その他の目的で使用したり、第三者に提供することはありません。